

利根川源流部自然環境保全地域

○自然環境保全地域の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第117号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第22条第1項の規定に基づき、次の区域を利根川源流部自然環境保全地域に指定し、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づきその区域を次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域図は、環境庁、群馬県庁及び水上町役場に備えつけて供覧する。

1 区域の所在地

群馬県利根郡水上町

2 区域

群馬県利根郡水上町内国有林奥利根地域施業計画区水上事業区47林班い1及びハ1の各小班の一部

3 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和52年12月28日 環境庁告示第118号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第23条第1項の規定に基づき、利根川源流部自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、標高約950メートル付近から上方の利根川の源流部で、植生は、下部のブナ林及び上部のミヤマナラ林が大半を占め、すぐれた林相を呈しており、ミヤマナラ林の上方には、ヌマガヤやチシマザサの草原、雪田群落、高山風衝低木群落等がみられる。また、沢の部分は、豪雪のため雪橋が形成され、このような地域独特の植生がみられる。

このように本地域は、全域にすぐれた植生を有し、また、人為の影響が少なく、自然性も高いので、全域を特別地区として適正な保全を図り、特別地区の全域を野生動植物保護地区として高山性・亜高山性植生及び高山蝶ベニヒカゲの保護を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

利根川源流部自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

(1) 区域

群馬県利根郡水上町内国有林奥利根地域施業計画区水上事業区47林班い1及びハ1の各小班の一部

(2) 面積

2,318ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地2,318ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

(1) 特別地区内に次のとおり野生動植物保護地区を指定する。

ア 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

ミヤマヒカゲノカズラ、タカネスギカズラ、タカネヒカゲノカズラ、シロウマイタチシダ、カラクサイノデ、ウラジロタデ、ミヤマキンポウゲ、コシジタネツケバナ、アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ミヤマダイヤモンドソウ、ツシマナナカマド、ウラジロナナカマド、エゾフウロ、ナエバキスミレ、ハイツボスミレ、オオハナウド、ガクウラジロヨウラク、オオバツツジ、オオサクラソウ、ミヤマクルマバナ、ウスイロタテヤマウツボグサ、ホソバコゴメグサ、ミヤマクワガタ、ムシトリスミレ、コキンレイカ、タカネマツムシソウ、ハクサンシャジン、チョウジギク、タチアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ミヤマコウゾリナ、イトキンスゲ、キンチャクスゲ、ミクリゼキショウ、エゾホソイ、シブツアサツキ、オオウバユリ、トウギボウシ、タカネアオヤギソウ、コイチヨウラン、ミヤマフタバラン、アリドウシラン、ヤマトキシソウ

(動物)

ベニヒカゲ

イ 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

(2) 自然環境保全法第25条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

ア 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

イ 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

(2) 位置

群馬県利根郡水上町

○特別地区の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第119号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき、利根川源流部自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、その区域を次のとおり公示する。

この特別地区の区域図は、環境庁、群馬県庁及び水上町役場に備えつけて供覧する。

1 名称

利根川源流部特別地区

2 区域

利根川源流部自然環境保全地域の全域

3 区域図（省略）

○木竹の伐採の方法及びその限度の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第121号）

利根川源流部自然環境保全地域利根川源流部特別地区に係る自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第3項に規定する木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

1 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

2 適用区域

利根川源流部特別地区の全域

○野生動植物保護地区の指定（昭和52年12月28日 環境庁告示第120号）

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第26条第1項の規定に基づき、利根川源流部自然環境保全地域の特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、その区域を次のとおり公示する。

この野生動植物保護地区の区域図は、環境庁、群馬県庁及び水上町役場に備えつけて供覧する。

1 名称

利根川源流部野生動植物保護地区

2 保護すべき野生動植物の種類

(植物)

ミヤマヒカゲノカズラ、タカネスギカズラ、タカネヒカゲノカズラ、シロウマイタチシダ、カラクサイノデ、ウラジロタデ、ミヤマキンポウゲ、コシジタネツケバナ、アラシグサ、ヒメウメバチソウ、ミヤマダイヤモンドソウ、ツシマナナカマド、ウラジロナナカマド、エゾフウロ、ナエバキスミレ、ハイツボスミレ、オオハナウド、ガクウラジロヨウラク、オオバツツジ、オオサクラソウ、ミヤマクルマバナ、ウスイロタテヤマウツボグサ、ホソバコゴメグサ、ミヤマクワガタ、ムシトリスミレ、コキンレイカ、タカネマツムシソウ、ハクサンシャジン、チョウジギク、タチアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ミヤマコウゾリナ、イトキンスゲ、キンチャクスゲ、ミクリゼキショウ、エゾホソイ、シブツアサツキ、オオウバユリ、トウギボウシ、タカネアオヤギソウ、コイチヨウラン、ミヤマフタバラン、アリドウシラン、ヤマトキシソウ

(動物)

ベニヒカゲ

3 区域

利根川源流部特別地区の全域

4 区域図（省略）